

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 公売処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(大阪国税局長)

令和4年4月21日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年9月28日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-20))

## 判 決

控訴人(原審原告)	X
被控訴人(原審被告)	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	大阪国税局長 吉井 浩
同指定代理人	金友 有理子 井上 裕貴 小泉 雄寛 美馬本 進 原口 真澄 永濱 雅幸

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 大阪国税局長が控訴人に対して令和元年8月●日付けでした公売処分を取り消す。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

本件は、処分行政庁において、控訴人が国税(相続税等)を滞納しているとして、令和元年、控訴人が所有する原判決別紙物件目録記載1の土地(以下「本件土地」という。)を公売に付し、その滞納国税を徴収するため、本件土地の公売について公告をした(以下、この公売公告を「本件公売公告」といい、本件公売公告に係る本件土地の公売を「本件公売」という。)ところ、控訴人が、本件公売に係る滞納国税の徴収権は時効等によって消滅しているから本件公売に係る処分は違法であるなどとして、被控訴人に対し、本件公売に係る行政処分の取消しを求める事案である。

原審は、本件訴えは訴えの利益を欠くので不適法であると判断して、本件訴えを却下するとの判決を言い渡した。

これを不服として、控訴人が控訴を提起した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1項から4項までのとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決16頁20行目の「通則法」を「国税通則法（以下「通則法」という。）」と、26行目から17頁1行目にかけての「国税通則法〔以下「通則法」という。〕」を「通則法」と各改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件訴えは訴えの利益を欠くため不適法であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の1項及び2項のとおりであるから、これを引用する。

2 以上によれば、本件訴えは、訴えの利益を欠くため不適法であり、その不備を補正することができないことが明らかである。

なお、控訴人は、原審が被告国を大阪国税局長に変更して当事者適格がないと自作自演して却下判決をした旨主張するが、明らかに原判決を正解しないものであって理由がない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 植屋 伸一

裁判官 原 司

裁判官高松宏之は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 植屋 伸一